

議案第109号

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	9時～10時
研 修 室	第1研修室	1,380円	1,870円	2,600円	5,850円
	第2研修室	730円	970円	1,380円	3,080円
	第3研修室	970円	1,300円	1,790円	4,060円
	第4研修室	1,140円	1,460円	2,030円	4,630円
	第5研修室	1,460円	1,950円	2,770円	6,180円
ホール		4,310円	5,700円	7,900円	17,910円
会議室		3,250円	4,310円	6,020円	13,580円

和室		2,030円	2,680円	3,580円	8,290円
実習室	工作実習室	1,950円	2,600円	3,090円	7,640円
	陶芸実習室	890円	1,140円	1,380円	3,410円
	調理実習室	1,540円	2,030円	2,440円	6,010円
	洋裁実習室	890円	1,140円	1,380円	3,410円
	理容・美容 実習室	1,050円	1,380円	1,620円	4,050円
展示場		2,200円	2,930円	3,580円	8,710円
談話室		400円	570円	810円	1,780円

別表の2設備利用料の表中「3,200円」を「3,250円」に、「1,600円」を「1,620円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

生活文化会館の利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。